

第 2 5 休止確認

1 休止に伴う保安上の要件の確認

休止に伴う保安上の要件等の確認（以下「休止確認」という。）の対象となるものは、次のとおりである。

- (1) 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の点検期間延長承認に係る保安上の要件の確認
危規則第 62 条の 5 第 4 項の規定による申請により、同条第 3 項の規定に基づき市町村長等が保安上の支障の有無を確認する場合
- (2) 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの点検期間延長承認に係る保安上の要件の確認
危規則第 62 条の 5 の 2 第 3 項の規定による申請により、同条第 2 項ただし書の規定に基づき市町村長等が保安上の支障の有無を確認する場合
- (3) 休止中の地下埋設配管の点検期間延長承認に係る保安上の要件の確認
危規則第 62 条の 5 の 3 第 3 項の規定による申請により、同条第 2 項ただし書の規定に基づき市町村長等が保安上の支障の有無を確認する場合
- (4) 休止中の地下貯蔵タンクの基準適合延長の特例認定に伴う休止の確認
札幌市危険物規制規則第 13 条の 3 の規定による申請により、市長が休止を確認する場合

2 申請と休止施設の範囲等に係る事項

申請により、対象となる範囲等が異なることに留意する。

- (1) 危規則 62 条の 5 第 4 項による申請の場合は、当該屋外貯蔵タンク及び当該屋外貯蔵タンクに付属する配管を対象とする。
- (2) 危規則第 62 条の 5 の 2 第 3 項による申請の場合は、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを対象とする。なお、1 の許可施設内に複数のタンクが存する場合で、複数のタンクを同時に休止する場合、休止確認するタンクが明確にされている場合は、1 の申請とすることができる。
- (3) 危規則第 62 条の 5 の 3 第 3 項による申請の場合は、当該地下埋設配管を対象とする。なお、1 の許可施設内に存する複数の埋設配管を同時に休止する場合、休止確認する配管系統が明確にされている場合は、1 の申請とすることができる。
- (4) 地下貯蔵タンクのうち、地下埋設配管と溶接により接続されたもので、タンクの漏れの点検を延長する場合、接続された配管の点検延長を要するものについては、(2) による申請のほか当該配管について (3) による申請が同時に必要となる場合がある。
- (5) 当該休止確認に係る申請書類に軽微な変更工事に該当する工事内容（例：短配管の取外し等）が記載されている場合は、軽微な変更届を省略することができる。

3 特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所における休止確認の基準

- (1) 保安上の措置から除かれる危険物の貯蔵及び取扱い
 - ア 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおける危険物の貯蔵又は取扱い
 - イ ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の取扱い（一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の 5 分の 1 未満である場合に限る。）
 - ウ 屋外タンク貯蔵所の配管の他の製造所との共用部分における危険物の取扱い（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに伴うものに限る。）
- (2) 確認内容及び適合する保安上の措置
 - ア 危険物を除去する措置
休止する部分は、可燃性蒸気等による災害の発生を防止するため、当該休止部分の危険

第 2 5 休止確認

物の除去及び内部の清掃（乳化剤や中和剤等による洗浄をいう。以下同じ。）を行うこと。
イ 誤って危険物が流入するおそれがないための措置は、次のいずれか又は必要に応じて組み合わせにより行うこと。

- (ア) 注入口に休止中である旨が表示され、かつ、注入口の蓋を施錠等により閉鎖すること。
- (イ) 注入口に休止中である旨が表示され、かつ、注入口の直近の配管内等に閉止板を設けること。
- (ウ) 当該休止タンクの配管を共用している場合は、分岐する部分（分岐後の配管に接続するタンクが全て休止されている場合は、当該分岐部分）から、休止中のタンク側の最初のフランジ部分に閉止板を設けること。
- (エ) 当該休止タンクに配管が複数接続している場合には、接続する全ての配管に、前記（ア）から（ウ）までの措置のうち該当する措置を講じること。
- (オ) 配管経路が複雑である場合、閉止板を設けた部分には、休止により閉止している旨の表示を設けること。◆

ウ 標識の設置

- (ア) 危政令第 11 条第 1 項第 3 号に規定する標識又は掲示板の近傍に、幅 0.3 メートル以上、長さ 0.6 メートル以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識を設けること。なお、タンク本体等に直接記入することができる。
- (イ) 第 7 「屋外タンク貯蔵所」 3 (1) エ (イ) の例により標識及び掲示板を設ける場合は、休止中の標識が当該休止中のタンクに対するものと識別できるよう設けること。

4 地下貯蔵タンク及び二重殻タンクにおける休止確認の基準

(1) 対象とする範囲

- ア タンクと配管がフランジ等により接続されている場合
当該フランジ等からタンク側とする。
- イ タンクと配管が溶接により接続されている場合
タンクと配管の接続部よりタンク側とする。

(2) 確認内容及び適合する保安上の措置

ア 危険物を除去する措置【平 23. 2. 10 札消指導第 915 号】

休止する部分は、可燃性蒸気等による災害の発生を防止するため、当該タンクの危険物の除去及び内部の清掃を行うこと。

ただし、引火点 40 度以上の危険物を貯蔵するタンクなど、可燃性蒸気による災害発生のおそれがない場合にあつては、内部の清掃を行うことが望ましい。◆

イ 誤って危険物が流入するおそれがないための措置は、次のいずれか又は必要に応じて組み合わせにより行うこと。

- (ア) 当該タンクと配管の間のフランジ部分に閉止板を設けること。
- (イ) 当該タンクと配管の間の短配管（露出配管）を取り外す場合は、当該部分に閉止措置を行うこと。
- (ウ) 当該タンクと配管が溶接されている場合は、配管の閉止できる部分よりタンク側に危険物が流入しないよう、次の措置のいずれかを講じること。
 - a フランジ部分に閉止板を設けること。
 - b 開閉弁により閉止措置を講じる場合は、当該弁を閉止の状態に固定するとともに、休止により閉止している旨の表示を設けること。
- (エ) 直上注入である場合は、注入口に休止中である旨の表示がされ、かつ、注入口の蓋を施錠等により閉鎖すること。
- (オ) 当該タンクの休止により、接続される配管及び機器類の全てにおいて、危険物の貯蔵

第 2 5 休止確認

及び取扱いが休止される場合は、注入口に休止中である旨の表示が設けるとともに、注入口の蓋が施錠又は閉止板等により閉鎖することで差し支えない。

5 地下埋設配管における休止確認の基準

(1) 対象とする範囲

配管の接続部又は弁等、閉止措置が可能な部分の間

(2) 確認内容及び適合する保安上の措置

ア 危険物を除去する措置【平 23. 2. 10 札消指導第 915 号】

休止する部分は、可燃性蒸気等による災害の発生を防止するため、当該配管内の危険物の除去及び内部の清掃を行うこと。

ただし、引火点 40 度以上の危険物を取扱う配管など、可燃性蒸気による災害発生のおそれがない場合にあつては、内部の清掃を行うことが望ましい。◆

イ 誤って危険物が流入するおそれがないための措置は、次のいずれか又は必要に応じて組み合わせにより行うこと。

(ア) フランジ部分に閉止板を設けること。

(イ) 開閉弁により閉止措置を講じる場合は、当該弁を閉止の状態に固定するとともに、休止により閉止している旨の表示を設けること。

(ウ) 短配管を取り外す場合は、当該部分に閉止措置を行うこと。